

委員会提出議案第5号

J R 加古川線に係る西脇市域の駅舎への屋根付き駐輪場
設置を求める意見書

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の
規定により提出する。

令和元年12月18日

総務産業常任委員会委員長 林 晴 信

(理由)

地域住民が安心して通勤・通学ができる環境を整備し、利用促進へ
繋げるため。

J R 加古川線に係る西脇市域の駅舎への屋根付き駐輪場 設置を求める意見書

J R 比延駅は、以前から地元の高校生をはじめ住民の通勤・通学手段として、地域住民の生活に欠かせない貴重な駅舎として利用されている。

今年、10月30日から12月27日まで、利便性の向上を目的に J R 比延駅舎の改築工事が進められているが、これに伴い、屋根付きの駐輪場は撤去され、屋根のない駐輪場が設置される。

また、完成後の駅舎は屋根とベンチのみが設置される予定で、風雨を凌げる待合いの場となるのか疑問が湧くばかりであるが、駐輪場においては屋根すら設けられず、雨天ともなれば利用者は成すすべもなく、悲惨な状態になることは必至である。

このことは、地元の比延地区住民も大きな問題として捉えている。

さらに、西脇市域の他の駅舎へ目を向けると、J R 船町口駅の駐輪場も屋根はなく、J R 新西脇駅にあっては駐輪場そのものが確認できない状態にあり、これらの駅舎も同様の問題が起こっていることが想定され、利用者ニーズに沿った対応が求められる。

平成元年3月、J R 加古川線の一部と J R 鍛冶屋線が廃線となったが、阪神淡路大震災によって阪神間等への迂回路線としての必要性がクローズアップされ、J R 加古川線は全線電化となった。

この貴重な交通資源を次代に残すため、J R 加古川線の利用を促進させることは不可欠であり、西脇市と J R 西日本は協調してその対策を講じていく必要がある。

ついては、西脇市において地域住民が安心して通勤・通学ができる環境を整備して利用促進へ繋げるため、J R 比延駅に屋根付き駐輪場の設置を求めるものである。

あわせて、J R 新西脇駅及び J R 船町口駅へも同様の駐輪場設置を検討するよう求めるものである。

令和元年12月18日

西 脇 市 議 会

西脇市長 片 山 象 三 様